

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 金子 知巳

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
3PRX1GE00310	3PSF1A20012 0001		E5-21
品名 または 件名			
体育館温風暖房機保守点検役務			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
用賀支		用賀支 総管理課 営繕班	
搬入場所		納期または工期	
用賀支 総管理課 営繕班		令和5年12月28日(木)	

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所 :

提出日時場所 : 令和5年7月27日(木) 10時00分

4 決定方式及び契約方式

決定方式: 総品目総額 契約方式: 隨意契約

5 注意事項

・仕様などに関するお問い合わせは 営繕班 八木までお願いします。(内線322)

・令和5年7月27日10時までに見積書の提出をお願いします。

(FAX可としますが、後日原本の提出をお願いします。)

・参加する者に必要な事項

契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

・見積りの方法

見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

・入札の無効

①注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者のした入札

②入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。

・問い合わせ先

〒158-0098

東京都世田谷区上用賀1-20-1

陸上自衛隊関東補給処用賀支処

総務部会計課契約班 担当: 近藤

電話03-3429-5241 (内線378)

FAX 03-3429-5245

表紙含：(12枚)

仕様書番号：第E5-21号

作成年月日：令和5年 6月 9日

作成部隊名：関東補給処用賀支処

総務部管理課

体育館温風暖房機保守点検役務
仕 様 書

保存期間：5年（11. 3. 31まで保存）

件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	1 / 12
図面名称	表 紙	縮 尺	/

仕様書

- 1 件名
体育館温風暖房機保守点検役務
- 2 場所
東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号
陸上自衛隊用賀駐屯地 体育館機械室
- 3 工期
契約日～R5.12.28 (実施日 11月上旬～中旬を基準)
- 4 役務概要
体育館用温風暖房機保守点検 (ガス焚き) 一式

共通仕様書

1 一般事項

(1) 本仕様書に記載してある事項のほか、一般財団法人建築保全センター編集・発行「建築保全業務共通仕様書(最新版)」及び官側の指示による。

(2) 適用

ア 本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において実施する。点検保守等に関する業務に適用する。

イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

(3) 用語の定義

ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の業務責任者をいう。また、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。

イ 完了検査とは、本仕様書に規定するすべての業務の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

ウ 点検とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守またはその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

エ 法定点検とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。

オ 保守とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復または危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他含むこれらに類する軽微な作業をいう。

件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	2/12
図面名称	共通仕様書	縮尺	

カ 清掃とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

(4) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転及び清掃業務に関する必要最小限の電気、ガス水道等の使用を除く。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、支給材料を除く。

エ 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

(5) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(6) 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。

(7) 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(8) 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において監督官の承諾を得た場合は、この限りではない。

(9) 業務担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、業務担当者を兼ねることができる。

ウ 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、業務担当者の業務不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。

件 名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	3 / 12
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

(10) 業務条件

業務を行う時間は、原則として平日 08 時 15 分から 17 時 00 分までとする。なお、業務日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうけること。

(11) 安全管理

ア 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。

イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。

(12) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。

(13) 関連業務との調整

本業務とは契約外で関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、官側と協議しその指示に従うこと。

(14) 点検の範囲

ア 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。

イ 特記した対象部分については、本仕様書に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、監督官に報告する。

ウ 特記した対象部分に、本仕様書の点検項目又は点検内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目または点検内容に係る点検を実施することを要さない。

エ 点検周期は、特記による。

(15) 保守の範囲

点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品または点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれがある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換または補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング類

(エ) 精製水

件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	4 / 12
図面名称	共通仕様書	縮尺	

オ 接触部分、回転部分等への注油
カ 軽微な損傷がある部分の補修
キ 塗装（タッチペイント）
ク その他特記で定めた事項

(16) 点検及び保守等の実施

ア 本仕様書に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。
イ 点検を行う場合には、あらかじめ監督官から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
ウ 点検は、原則として目視、触接または軽打等により行う。
エ 測定を行う点検は、定められた測定機器または当該事項専用の測定機器を使用する。
オ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(17) 支給材料

保守に用いる消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。
ア ランプ類
イ ピューズ類
ウ 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

(18) 応急措置等

ア 点検の結果、対象部分に脱落、落下または転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷または関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに監督官に報告する。
イ 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに監督官に報告する。
ウ 応急措置または危険防止措置に係る費用は官側との協議による。

(19) 点検の省略

ア 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
(ア) 容易に出入できる点検口のない床下または天井裏にあるもの。
(イ) 配管または配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入できない場所にあるもの。
(ウ) 電気の通電または運転を中止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検をすることが危険であるもの。
(エ) 地中もしくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。

件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	5 / 12
図面名称	共通仕様書	縮尺	

(オ) 足場のない給気または排気のための塔。

(カ) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの。

イ 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、同点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

(20) 点検日及び保守に伴う注意事項

ア 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させなければならない。

イ 点検及び保守の実施にあたり、仕上げ材、構造材等の一部撤去または損傷を伴う場合には、あらかじめ監督官の承諾を受ける。

ウ 点検に使用する脚立等は、受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ2m以上）は、特記による。

(21) 提出書類

ア 現場代理人等届

イ 業務計画書（様式随意）

ウ 工程表

エ 日誌

オ 打合せ簿（発生の都度）

カ 材料搬入報告書（発生の都度）

キ 発生材調書（発生の都度）

ク その他官側の指定するもの

ケ 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。

(22) 写真撮影

業務の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出すること。

(23) 廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した金属類の発生材については、監督官の指示する場所に集積し、発生材調書とともに官側に引き継ぐものとする。その他の発生した産業廃棄物等は、受注者の責任において適正に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B2、D、E票）を契約工期内に官側に提出すること。

(24) 役務完了検査

受注者は、仕様書に規定する業務を終了した場合、官側の指定された検査官の検査を受けること。

件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	6 / 12
図面名称	共通仕様書	縮尺	

特記仕様書

1 対象設備

対象設備は次のとおりとする。

- (1) 温風暖房機（設置年度 平成14年度）
型式 三菱重工㈱MHU2007GD 1台
- (2) 遠心加湿器（設置年度 平成14年度）
型式 三菱重工㈱HD-10 3台

2 業務要領

- (1) 作業現場では常に携帯式ガス検知警報器(受注者用意)等を使用し、ガス漏れの有無を確認しながら作業を行うこと。
- (2) 本役務は付表第1及び付表第2により適正に実施し、本役務終了後に試運転を実施する。
- (3) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。
 - ア 汚れ、詰まり、不着等がある部分または点検部の清掃。
 - イ 取付不良、動作不良、ずれ等がある場合の調整。
 - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め。
 - エ 次に示す消耗品の交換または補充。
 - (ア) 潤滑油、グリス、充填油等
 - (イ) パッキン、ガスケット、Oリング類
 - (ウ) 精製水
 - (エ) 官給品によるランプ類、ヒューズ類、Vベルト
 - (オ) フィルターろ材(サランロックOM-150×3枚 500×500×25t)
 - オ 接触部分、回転部分等への注油
 - カ 軽微な損傷がある場合の補修
 - キ 塗装(タッチペイント)
 - ク その他、これらに類する軽微な作業
- (4) 役務を実施した結果、異常を発見した場合は速やかに監督官に報告する。
- (5) 役務の結果、対象部分に脱落や落下または転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷または関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急処置を講じるとともに、速やかに官側へ報告する。
- (6) 点検結果報告書を1部提出するものとする。

件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	7/12
図面名称	特記仕様書	縮尺	

3 その他

- (1) 保守点検作業日は、令和5年11月1日（水）から同年11月17日（金）までとする。
- (2) 作業時期及び時間帯については、事前に監督官と十分に調整する。
- (3) なお、その他不明な点や細部については、官側の指示によるものとする。

件 名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	8 / 1 2
図面名称	特 記 仕 様 書	縮 尺	/

保守点検表【温風暖房機】

付表第1-1

点検項目		点検及び保守内容
本体	外観	ボルト、ナット類の緩み及び腐食の有無の点検
	外板温度	局部的な過熱の有無の点検
	全般	清掃後、異常振動及び異常音の有無の点検
	燃焼炉内部	すすの付着状況の確認、清掃及び変形、亀裂及び局部過熱等の内部点検
燃焼装置	バーナー分解	分解整備し、ノズルの閉塞、電極棒・絶縁碍子の変形、磨耗、損傷の有無の点検
	炎検出器	清掃、機能点検
	配管	ガス漏れの有無の点検
	ガス遮断弁	遮断弁越しのガス漏れの点検 遮断弁の正常動作の点検
	排気ファン	異常振動・異常音の有無の点検
	煙濃度	煙突より煙の発生の有無の点検
電気系統	制御盤	制御盤内部の異常の有無の点検
	電圧測定	測定し200V(±10%以内であること)であることを確認
	絶縁抵抗値測定	測定しその値の良否を判断(不良の場合は不良箇所の探査を実施)
	端子増締め	緩みの有無の確認(緩みがある場合は増締めを実施)
自動制御装置	リレー、マグネットスイッチ	正常動作の点検
	接点焼損状況	焼損等の外観異常の有無の確認
	サーモスタート	正常作動の確認
	ファンスイッチ	ファンコントロール等の正常作動の確認
	リミットスイッチ	温度スイッチ等の正常作動の確認
	プロテクトリレー	不着火等の安全停止装置の正常作動の確認
	表示灯	作動時の正常点灯の確認
	感震器	手動で作動させ、暖房機が確実に停止することを確認
	ガス検知自動停止装置 (理研計器製 GD-A8)	センサー検知部の外観の異常の有無の点検 (センサーは天井に設置) 作動確認により暖房機が確実に停止することを点検

件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	9/12
図面名称	付表	縮尺	

保守点検表【温風暖房機】

付表第1-2

点検項目		点検及び保守内容	
送風装置	送風機	異常振動・異常音の有無の点検し正常に送風されることを確認 ケーシング内の清掃を実施	
	送風機軸受	各部軸受けに対し磨耗の有無を確認し、グリスを注入	
	送風機モーター	正常な回転を確認し、異常な振動、異音及び過熱が無いかを点検	
	Vベルト	磨耗、損傷を確認し、適正な張り具合を点検 緩みがあれば適性に張り直しを実施（使用に耐えない場合は官側と調整し交換を実施）	
	熱交換器	磨耗、損耗、汚れ等の点検及び清掃の実施	
	エアーフィルター	目詰まり、損傷の有無の確認及び清掃の実施	
	温風吸出口、吸込口	汚れ及び閉塞の有無の点検	
試運転	ガス圧力値（2次側） (単位 kPa)	正常に燃焼し、送風機等が適切に運転し送風することの確認及びガス圧力値、電流値等、運転データを測定	
	フレーム電流値 (単位 μ A)		
	失火テスト (単位 秒)		
	送風電流値 (単位 A)		
	総合運転電流値 (単位 A)		
件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	10 / 12
図面名称	付	表	縮尺

保守点検表【遠心加湿器】

付表第2

点検項目		点検及び保守内容
エリミネーター全般	エリミネーター本体	エリミネーター3枚は新品と交換(規格 サランロック OM-150 500×500×25t)
	エリミネーター取り付け枠	水垢等の汚れの清掃及び腐食、変形等の有無の確認
	エリミネーター取付け部周辺	周辺の清掃及び腐食、損傷等の確認
遠心加湿器	外観	ボルト、ナット類の緩み、水漏れ及び腐食及び損傷の有無の点検
		水垢等付着状況の確認及び清掃の実施
	試運転	温風暖房機と連動し正常に加湿器が機能をすることを確認
		3台それぞれの加湿器の絶縁抵抗測定を実施

件名	体育館温風暖房機保守点検役務	図面番号	11/12
図面名称	付表	縮尺	

